

大会社等監査における単独監査の禁止について

平成16年1月15日  
改訂 平成20年2月13日  
日本公認会計士協会

本指針の目的

1. 平成15年改正公認会計士法（以下「15年改正法」という。）第24条の4は、公認会計士が、大会社等の財務書類について法第2条第1項の業務（監査証明業務）を行うときは、他の公認会計士若しくは監査法人と共同監査とするか、又は他の公認会計士を補助者として使用して行わなければならない旨規定し、大会社等を単独で監査することを禁止した。

本指針は、15年改正法令における単独監査禁止に対する基本的考え方を整理し、留意事項を念のために通知することを目的としている。

単独監査禁止の趣旨

2. 15年改正法第24条の4が設けられた趣旨は、大会社等は取引の内容が複雑・高度であり、取引規模も大きいため、複数の公認会計士による組織的監査が必要であるということが考えられる。

留意事項

3. 15年改正法第24条の4ただし書きにおいて、他の公認会計士若しくは監査法人と共同せず、又は他の公認会計士を補助者として使用しないことにつき内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合はこの限りでない旨規定され、「やむを得ない事情」については公認会計士法施行規則第11条にて下記 から のとおり規定されている。

共同して監査証明業務を行う他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が登録を抹消されたこと。

共同して監査証明業務を行う他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が事故、病気その他これに準ずる事由により業務を行うことができなくなったこと。

共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことにより共同で当該業務を行うことができなくなったこと。

共同して監査証明業務を行う監査法人が解散したこと。

前各号に準ずるやむを得ない事情であって、当該公認会計士の責めに帰すべき事由がないもの

4 . 15年改正法第24条の4 ただし書きの趣旨は、共同監査を行っていたが、一方の共同監査人が監査の途中で登録抹消等により欠けた場合、結果として単独監査になり違法行為となってしまうことを避けるための措置である。したがって、監査人は当初より単独監査が許容されている場合があるものと解してはならず、共同監査が難しければ、少なくとも他の公認会計士を補助者として使用しなければならない。

以 上

---

注 15年改正法は、平成16年4月1日から施行となっている。ただし、15年改正法第24条の4は、経過措置として附則第14条に「大会社等の財務書類で、施行日以後に開始する会計期間に係るものの新法第2条第1項の業務について適用し、当該大会社等の財務書類で、施行日前に開始した会計期間に係るものの同項の業務については、なお従前の例による。」旨規定されている。

したがって、15年改正法令で単独監査禁止となる時期の開始日は、次のとおり関与先の決算日によって異なる。

(1) 例 - 3月決算会社の場合

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの会計期間から適用

(2) 例 - 2月決算会社の場合

平成17年3月1日から平成18年2月28日までの会計期間から適用